

○総務省令第三十五号

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の施行に伴い、及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年八月三十日

総務大臣 石田 真敏

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(表示) 第八条 「略」 「一 略」 二 種別を有するものにあつてはその種別 「二の二〜四の二 略」 五 耐食性能を有するものにあつては、耐食型という文字 「六 略」 七 自動試験機能を有するものにあつては、自動試験機能付という文字 八 連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字 九 連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字 十 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧 十一 イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項 イ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の五 第一項に規定する特定認証機器である旨の表示 「ロ 略」 「十二・十三 略」 「2 略」</p>	<p>(表示) 第八条 「同上」 「一 同上」 二 種別を有するものにあつてはその種別 「二の二〜四の二 同上」 五 耐食性能を有するものにあつては、耐食型という文字 「六 同上」 七 自動試験機能を有するものにあつては、自動試験機能付という文字 八 連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字 九 連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字 十 電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧 十一 イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項 イ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示 「ロ 同上」 「十二・十三 同上」 「2 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。